

介護職員等処遇改善通知書

令和7年度介護職員等処遇改善計画に基づき、下記のとおり賃金改善における支援を行ないます。

記

●令和7年6月から月額賃金として処遇改善手当を支給する

①経験・技能のある常勤介護職員 月額27,000円 非常勤介護職員 時給160円

(条件) 令和7年3月31日時点で、当法人において8年以上継続勤務をしている者、及び介護福祉士の資格を有する者とする。

②他の常勤介護職員 月額23,000円 非常勤介護職員 時給130円

③その他の常勤職員 月額12,000円 非常勤職員 時給50円

●令和7年12月・令和8年5月分給与支給時に処遇改善一時金を以下の通り支給する。

・12月支給対象は6月から11月、5月支給対象は12月から5月の各6ヶ月分を対象とし、常勤は基本賃金（その他職員は基本賃金1/2）及び非常勤は支給基本賃金額の18.9%の6ヶ月分の合計を支給する。

・稼働率及び勤怠状況等により支給率は変動することがあります。また支給日に属する月の給与締日（1月20日もしくは6月20日）に在籍していない者は支給されません。

●資格取得率の向上を目的とし、下記については賃金が減額にならないよう勤務の調整、有休休暇の付与をする。

- ・介護福祉士の筆記試験日及び実技試験日、介護福祉士実技試験免除となる介護技術講習会
- ・実務者研修講習日（スクーリング）
- ・介護職員初任者研修養成講座講習日（スクーリング）

株式会社フレンズハウス